

令和4年度 水素・再生可能エネルギー導入促進事業 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 一般財団法人鹿児島県環境技術協会（以下「協会」）は、脱炭素社会の推進，非常時のエネルギー確保等の防災対策及び地域経済の活性化を推進する観点から，地産地消型再生可能エネルギーの導入促進を図るため，予算の定めるところにより，自立・分散型エネルギーの導入等を行う者に対して予算の範囲内において，補助金を交付するものとし，その交付については，鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）を準用するほか，この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は，次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「自立・分散型エネルギー」とは，小規模で，かつ地域に分散しているエネルギーで，電力供給が停止した場合においても，自立的にエネルギー供給を確保できるものをいう。
- (2) 「県内事業者」とは，県内に事業所を置く企業及び法人格を持った団体並びに個人事業主をいう。ただし，個人，国及び地方公共団体（一部事務組合を含む）を除く。
- (3) 「福祉施設等」とは，社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項及び第3項に規定する事業の用に供する県内の施設並びに医療法（昭和23年法律第206号）第1条の5，第1条の6，及び第2条第1項に規定する県内の施設をいう。

(補助事業者)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は，前条に規定する県内事業者及び福祉施設等。ただし，次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 県税を滞納している者
- (2) 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年度鹿児島県条例第22条）第2条に規定する「暴力団」，「暴力団員」 「暴力団員等」及び「暴力団関係者」

(補助対象設備等)

第4条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。） ， 経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は，別表第1のとおりとする。

2 補助事業は，予算がなくなり次第終了とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書は，第1号様式によるものとする。

- 2 規則第3条の規定により当該申請書に添付すべき書類は、次のとおりとし、詳細は別表第2のとおりとする。
 - (1) 事業計画書（第2号様式）
 - (2) 収支予算書（第3号様式）
 - (3) その他協会が必要と認める書類
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、協会が別に定める日とし、その提出部数は各2部及び電子データ1式とする。
- 4 補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合は、別表第3に定める方法により利益等を排除して交付申請する。
- 5 燃料電池自動車の申請にあつては、10号1様式を提出する。

（補助金交付申請書の受理）

- 第6条 交付申請書は記載事項及び添付書類が整ったものから先着順に受理し、受理した申請に係る補助金の交付額の合計が予算額を超えると見込まれる日（以下「予算超過日」という。）をもって申請の受理を停止する。
- 2 予算超過日に複数の申請があつた場合は、当該複数の申請について協会において受付順位の抽選を行い、受理した申請に係る補助金の交付予定額の合計が予算額を超えない範囲で受理するものとする。

（補助金の交付の条件）

- 第7条 規則第5条第1項の規定による条件は、別表第4のとおりとする。

（決定の通知）

- 第8条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

- 第9条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。
ただし、交付決定金額の増額変更は認めない。
- (1) 補助対象経費で20パーセントを超える増減
 - (2) 実施箇所及び補助対象設備の主要構造又は主要機能の大幅な変更
 - (3) 事業量の大幅な増減
- 2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとし、詳細は別表第2のとおりとする。
 - (1) 事業変更計画書（第2号様式）
 - (2) 変更収支予算書（第3号様式）
 - (3) その他協会が必要と認める書類
 - 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（第6号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う

場合は変更交付決定通知書(第7号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第11条 規則第11条第1項の規定による状況報告は、状況報告書(第8号様式)により行うものとする。

2 規則第11条第2項の規定により、補助事業の中止(廃止)または遅延について、協会の承認又は指示を受けようとする場合には、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(第9号1様式)又は遅延等報告書(第9号2様式)を協会に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第13条の補助事業実績報告書は、第10号様式によるものとする。ただし、燃料電池自動車にあつては第10号1様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により当該報告書に添付すべき書類は、次のとおりとし、詳細は別表第5のとおりとする。

- (1) 事業実績書(第2号様式)
- (2) 収支精算書(第3号様式)
- (3) その他協会が必要と認める書類

3 燃料電池自動車にあつては、別表第2に記載の書類を添付する。

4 第1項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して30日以内又は協会が別に定める日のいずれか早い日とし、その提出部数は2部および電子データ1式とする。ただし、交付決定を受けている補助事業者が、申請時点において想定できなかった事由により、定められた提出期限までに実績報告書の提出が困難となった場合は、個別に事由を勘案して提出期限を延長する場合がある。

(補助金の額の確定)

第13条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、交付確定通知書(第11号様式)により行うものとする。

(補助金の交付)

第14条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、第10号様式によるものとする。ただし、燃料電池自動車にあつては第10号1様式によるものとする。

2 交付金額が確定し、交付確定通知書により通知した補助金については、補助事業者が振込口座届出書(第12号様式)で指定した口座への振り込みによって交付する。

(補助金の交付の決定の取消し)

第 15 条 協会は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は協会の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 協会は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 17 条 補助事業者は、第 15 条第 1 項の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。

4 協会は、第 1 項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

5 補助事業者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助金の返還を遅延させないため執った措置、当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、協会に提出しなければならない。

(他の補助金の一時停止等)

第 18 条 協会は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することがある。

(取得財産等の管理等)

第 19 条 補助事業者は、補助金により取得した取得財産等を、設置を完了した後においても、法令を遵守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等については、設置を完了した日から取得財産等の保有を義務付けられる期間（以下「処分制限期間」という。）を経過する日まで保有しなければならない。

3 補助事業者は、前項の処分制限期間内に取得財産等を保有しないこととなった場合には、あらかじめ財産処分承認申請書（第 13 号様式）により協会にし、承認を得るものとする。

4 協会は、補助事業者が第 2 項の規定に違反したと認めるときは、第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

5 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（第 14 号様式）を備え、管理するものとする。

6 協会は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を協会に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第 20 条 補助事業者は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の取得財産等を、協会の承認を受けずに処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。）してはならない。ただし、補助事業者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を協会に納付した場合又は処分制限期間を経過した場合はこの限りでない。

(立入検査等)

第 21 条 協会は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は協会職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書

類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

(証拠書類の保管)

第 22 条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を 5 年間保管しなければならない。

(手続きの代行)

第 23 条 申請者は、第 5 条に規定する補助金の交付の申請、第 9 条に規定する補助事業の内容等の変更の申請、第 12 条に規定する実績報告、その他の手続きに係る業務の手続き等の代行について、第三者（以下「**手続代行者**」という。）に依頼することができるものとする。

- 2 前項の規定により手続代行者に依頼したときは、手続代行者届出書（第 15 号様式）により協会に届け出るものとする。
- 3 手続代行者は、申請者の指示に従い依頼された手続きについて誠意をもって実施しなければならない。また、手続きの代行を通じ得た申請書に関する情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って取り扱うものとする。
- 4 手続代行に係る費用は、補助対象経費として計上できないものとする。
- 5 手続代行者に依頼する場合であっても、補助金の交付に係る協会からの通知書等は原則として申請者に送付するものとする。

(雑則)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 6 月 27 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日に遡って適用する。
- 2 令和 5 年 3 月 16 日以降におけるこの要綱の適用にあたっては、要綱中に「協会」とあるのは「鹿児島県知事」に読み替えるものとする。

別表第1（第4条関係）

補助対象設備等

補助対象設備			補助対象経費	補助率	
種類	補助要件			県内事業者	福祉施設等
発電設備	太陽光発電及び蓄電池	(1) 太陽光及び蓄電池の同時設置 (2) 発電出力5kW以上 (3) 蓄電池容量5kWh以上	補助対象設備の購入、製造に要する経費（ただし、設計費、工事費、土地の取得及び賃借に係る費用を除く。）	1/3 (上限200万円)	1/2 (上限300万円)
	風力発電	(1) 発電出力1kW以上		1/3 (上限200万円)	1/2 (上限300万円)
	小水力発電	(1) 発電出力1kW以上50kW未満		1/3 (上限200万円)	1/2 (上限300万円)
蓄電池	(1) 太陽光を除く発電設備と同時設置または既設発電設備に接続すること。 (2) 蓄電池容量は5kWh以上	1/3 (上限100万円)		1/2 (上限150万円)	
燃料電池自動車（FCV）	経済産業省が実施する令和3年度補正クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金、令和4年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（以下「CEV補助金」という）の対象となる燃料電池自動車で、給電機能有のもの。		令和4年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程別表1に掲げる補助対象経費	令和4年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程に定める補助金交付額の1/2（上限100万円）	
上記以外の要件					
(1) 県内の事業所に導入する設備であること。					
(2) 補助金の交付を受けた発電設備は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（FIT）及びFIP（Feed in Premium）による売電を行わず、発電した電力は自家消費すること。ただし、余剰電力の売電は差し支えない。					
(3) 発電設備の設置場所が住居または居住施設（福祉施設等を除く）は対象外とする。ただし、発電設備から得られた電力を、住居兼事業所等（事務所等事業専用部）で使用する場合は、住居部分事業所等（事務所等事業専用部）部分での電力使用（電力契約）が明確に分けられ、事業所（事務所等事業専用部）部分のみで消費することが確認できれば対象とする。					
(4) 過去に鹿児島県住宅用太陽光発電普及推進事業の交付を受けて導入した太陽光発電設備の更新は対象外とする。					
(5) 県の他の補助金を受けて実施する場合は、対象外とする。					
(6) 補助対象施設を設置する土地、建物は、補助事業者の所有である、または土地、建物の所有者から設備を設置することの許諾を得ていること。					
(7) 上記補助対象設備がリース契約の場合は、補助事業者がリース事業者であり、使用者とリース契約（リース契約期間が別表第4に掲げる処分制限期間以上であること。）を締結しており、当該補助による補助金相当額を反映したリース料を設定すること。					
(8) 燃料電池自動車については代金の支払いが現金で完了しているか、又は全額支払いの手続きが完了していること。ただし、手形を除く。燃料電池自動車は、令和4年4月1日以降に初度登録されたものであること。					
(9) 燃料電池自動車について、自動車を販売する業を営む法人が所有者となる車両の場合は、展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用されるものでないこと。					
(10) ※発電設備及び蓄電池については、交付決定後に着手すること。					

別表第2（第5条関係）（第9条関係）（第12条関係）

交付申請時に提出する書類

No.	提出書類	法人等 事業者	個人 事業主
1	申請書類チェックリスト	○●	○●
2	補助金交付申請書	○	○
3	事業計画書	○	○
4	収支予算書	○	○
5	事業実施計画書	○	○
6	県税の納税証明書（発行から3箇月以内のもので、現に県税の滞納がないことを証明するものの原本）	○●注1	○●注1
7	暴力団排除に関する誓約書	○●注1	○●注1
8	法人の現在事項全部証明書（発行から3箇月以内の原本）	○●注1	△▲注1
	身分証		○●注2
	所得税青色申告決算書の写し等		○●
9	発電設備等を設置する建物の全部事項証明書 （発行から3箇月以内の原本）（利用する建物が存在する場合）	△	△
10	建物の利用に関する許諾書 （申請者と設備設置場所の建物所有者が異なる場合）	△	△
11	発電設備等を設置する土地の全部事項証明書 （発行から3箇月以内の原本）	○	○
12	土地の利用に関する許諾書・利用契約書など （申請者と設備設置場所の土地所有者が異なる場合）	○	○
13	カタログ等（導入設備の仕様や性能が判断できるもの）	○	○
14	見積依頼書・見積仕様書	○	○
15	見積書（原則3社以上）	○	○
16	設置又は定置予定場所の写真	○	○
17	設置場の見取り図	○	○
18	平面図	○	○
19	電気系統図（発電設備の場合）	△	△
20	配線ルート図（発電設備の場合）	△	△
21	貸与料金算定根拠明細書（リース契約等の場合）	△▲	△▲
22	福祉施設等に設置することを証する書類（福祉施設等の場合）	△▲	△▲
23	手続代行届	△▲	△▲
24	年間の消費電力量がわかる書類（発電設備の場合）	△	△
25	その他協会が必要と認める書類	△	△

○：提出が必要なもの（燃料電池自動車を除く）

△：必要に応じて提出するもの（燃料電池自動車を除く）

●：燃料電池自動車の場合で提出が必要なもの

▲：燃料電池自動車の場合で必要に応じて提出するもの

注1：リース契約の場合は、リース会社及び使用者の両者の書類が必要

注2：運転免許書、マイナンバーカードの写しなど、申請者本人を特定できるもの

紙媒体で2部、電子データ（CDまたはDVD）で1式

別表第3（第5条関係）

利益等排除の算定方法

補助対象設備	算定方法等
燃料電池自動車以外	<p>1 利益等排除の対象 補助事業者が以下の(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。 利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社が含まれる。</p> <p>(1) 補助事業者自身 (2) 100%同一の資本に属するグループ企業 (3) 補助事業者の関係会社（上記(2)を除く）</p> <p>2 利益等排除の方法 (1) 補助事業者の自社調達の場合 当該調達製品の製造原価をもって補助対象経費とする。 (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合 取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。 (3) 補助事業者の関係会社からの調達の場合 取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。</p> <p>※「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、調達品に対する経費であることを証明する資料の提出を行う。</p>
燃料電池自動車	<p>1 利益等排除の対象 補助金の交付申請をする車両が、補助事業者（リースの場合はその使用者も含む）が製造したものである場合は、利益等排除の対象とする。</p> <p>2 利益等排除の方法 通常算定される補助金額に、令和4年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則別表1で定める車両の定価に対する製造原価の比率を乗じて求めたものを利益等排除後の補助金交付額とする。</p>

別表第4（第7条関係）

令和4年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業における補助金交付の条件

- 1 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱（令和2年6月22日総行政第148号）、令和4年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業終了後においても、下表で定める期間（以下「処分制限期間」という。）内は、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管し、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の目的に沿って使用しその効率的な運用を図らなければならない。

処分制限期間

財産の種類	期 間
太陽光発電	17年
風力発電	17年
小水力発電	22年
蓄電池	6年
燃料電池自動車	4年

- 3 補助事業者は、2の財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについて、処分制限期間内は、県知事の承認を受けずに、補助事業の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供してはならない。
なお、処分制限期間内に県知事の承認を受けずに処分等を行った場合は、当該財産の取得に要した補助金相当額の全部又は一部を県に返還しなければならない。
- 4 補助事業者は、処分制限期間内に財産の処分等の承認を受けようとするときは、あらかじめ第13号様式による財産処分承認申請書を県知事に提出しなければならない。
なお、県知事は、処分承認する時は、補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。処分制限期間内において県知事の承認を得て、財産の処分等を行ったことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

- 5 補助事業者は、当該財産等が処分制限期間内に補助金の交付の目的を達成することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産等の取得等に要した補助金相当額の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- 6 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合は、これを減じて申請しなければならない。
ただし、消費税相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合、当該補助事業の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 7 補助事業者は、実績報告の提出後に、当該補助金額に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において6により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を実績報告を提出した翌年度の6月15日まで（当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合は翌々年度の6月15日まで）に県知事に報告（第16号様式）するとともに、県知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 8 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間備え、整理保管しておかなければならない。

別表第5（第12条関係）

実績報告時に提出する書類等

No.	提出書類	太陽光発電＋蓄電池	風力発電	小水力発電	蓄電池	燃料電池自動車
1	申請書類チェックリスト	○	○	○	○	○
2	実績報告書	○	○	○	○	○
3	事業実績書	○	○	○	○	○
4	収支精算書	○	○	○	○	○
5	事業実施実績書	○	○	○	○	○
6	振込口座届出書	○	○	○	○	○
7	発注書、契約書又はそれに類するもの	○	○	○	○	○
8	完成設置場所見取り図	○	○	○	○	○
9	完成平面図	○	○	○	○	○
10	完成電気系統図 （発電設備の場合）	○	○	○		
11	完成配線ルート図 （発電設備の場合）	○	○	○		
12	設置状況写真 （燃料電池自動車は車両外観・ナンバー）	○	○	○	○	○
13	設備の銘板写真 （燃料電池自動車は車検証の写し）	○	○	○	○	○
14	請求書及び領収書の写し （内訳書含む）	○	○	○	○	○
15	保証書の写し	○	○	○	○	○
16	電力会社との協議内容がわかる資料 （発電設備で系統連携する場合）	○	○	○		
17	他の補助金等の確定通知 （他の補助金を併用する場合）	△	△	△	△	△
18	その他協会が必要と認める書類	△	△	△	△	△

○：添付が必要なもの △：必要に応じて指示のあったもの

紙媒体で2部、電子データ（CDまたはDVD）で1式

一般財団法人鹿児島県環境技術協会理事長 殿

申請者 住所
法人等名称
代表者の職・氏名

令和4年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金 交付申請書

令和4年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業による機器整備を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び令和4年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他協会が必要と認める書類

第2号様式（第5条，第9条，第12条関係）

事業（変更）計画（実績）書

単位：円

補助対象設備	実施箇所	構造規格又は規模	事業量	補助事業に要する経費	補助金額
合 計					
補助対象外経費を含めた総事業費					

事業実施期間 着手(予定) 年 月 日
 完成(予定) 年 月 日

- 注1 「補助対象設備」の欄は，別表第1の補助対象設備の種類を記載すること。
 2 「実施箇所」の欄は，設備を設置する住所，施設名を記載すること。
 3 「構造規格又は規模」の欄は，設備の機種名（メーカー名及び型式），規模（規格，出力，容量等）を記載すること。
 4 「事業量」の欄は，設置する設備の数量を記載すること。
 5 変更のときは，上段に当初，下段に変更の二段書とすること。

第3号様式（第5条，第9条，第12条関係）

（変更）収支予算（精算）書

1 収入の部

単位：円

区 分	予 算 額	(精算額)	(増減額)	備考
県補助金				
国補助金等				
自己資金				
合 計				

2 支出の部

単位：円

区 分	費 目	予算額	(精算額)	(増減額)	備考
合 計					

- (注) 1 「区分」の欄は，別表第1の補助対象設備の種類を記載すること。
 2 「費目」の欄は，設備等の支出の内訳等を記載すること。
 3 変更のときは，上段に当初，下段に変更の二段書きとする。

様

一般財団法人鹿児島県環境技術協会
理事長 宮廻 甫允 印

令和4年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金 交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和4年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり交付することに決定しました。

記

- 1 補助金の額 金 円

- 2 交付の条件
別表第4のとおりとする

一般財団法人鹿児島県環境技術協会理事長 殿

申請者 住所
法人等名称
代表者の職・氏名

令和4年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金 変更申請書

令和 年 月 日付け鹿環協第 号で補助金交付決定通知のあった令和4年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業を下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等交付規則第7条及び令和4年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円（うち前回までの申請額 金 円）

2 変更の理由

3 関係書類

- (1) 事業変更計画書（第2号様式）
- (2) 変更収支予算書（第3号様式）
- (3) その他協会が必要と認める書類

番 号
年 月 日

様

一般財団法人鹿児島県環境技術協会
理事長 宮廻 甫允 印

令和4年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金 変更承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和4年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認します。

番 号
年 月 日

様

一般財団法人鹿児島県環境技術協会
理事長 宮廻 甫允 印

令和4年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金 変更交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和4年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付の条件
当初のとおりとする

一般財団法人鹿児島県環境技術協会理事長 殿

申請者 住所
法人等名称
代表者の職・氏名

令和 4 年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金 状況報告書

令和 年 月 日付け鹿環協第 号で交付決定通知のあった令和 4 年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業の実施状況について、鹿児島県補助金等交付規則第 11 条第 1 項及び令和 4 年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の遂行状況及び収支状況

- 2 関係書類
 - 1 に記載する事業の遂行状況及び収支状況が分かる書類

一般財団法人鹿児島県環境技術協会理事長 殿

申請者 住所
法人等名称
代表者の職・氏名

令和4年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金に係る
補助事業の中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け鹿環協第 号で交付決定通知のあった令和4年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、鹿児島県補助金等交付規則第11条第2項及び令和4年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

一般財団法人鹿児島県環境技術協会理事長 殿

申請者 住所
法人等名称
代表者の職・氏名

令和4年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金に係る
補助事業の遅延等報告書

令和 年 月 日付け鹿環協第 号で交付決定通知のあった令和4年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業の遅延等の状況について、鹿児島県補助金等交付規則第11条第2項及び令和4年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 遅延等の理由

(注) 上記の理由の根拠となる資料（受注者からの状況説明書など）を添付すること。

2. 補助事業の実施期間 (変更前)
(変更後)

一般財団法人鹿児島県環境技術協会理事長 殿

申請者 住所
法人等名称
代表者の職・氏名

令和 4 年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金
実績報告書及び交付請求書

令和 年 月 日付け鹿環協第 号の補助金（変更）交付決定通知に基づき令和 4 年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第 13 条及び令和 4 年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、交付額が確定した際は、鹿児島県補助金交付規則第 16 条の規定により、確定した額を振込口座届出書で指定の口座に振り込みにより交付されたく請求します。

関係書類

- (1) 事業実績書（第 2 号様式）
- (2) 収支精算書（第 3 号様式）
- (3) その他協会が必要と認める書類

一般財団法人鹿児島県環境技術協会理事長 殿

申請者 住所
法人等名称
代表者の職・氏名

令和 4 年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金
交付申請書, 実績報告書及び交付請求書

令和 4 年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業による燃料電池自動車の整備を実施したいので、補助金を交付くださるよう鹿児島県補助金等交付規則第 3 条及び令和 4 年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付要綱第 5 条の規定により申請します。

また、令和 4 年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業による燃料電池自動車の整備を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第 13 条及び令和 4 年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、交付額が確定した際は、鹿児島県補助金交付規則第 16 条の規定により、確定した額を振込口座届出書で指定の口座に振り込みにより交付されたく請求します。

関係書類

- (1) 事業実績書（第 2 号様式）
- (2) 収支精算書（第 3 号様式）
- (3) その他協会が必要と認める書類

番 号
年 月 日

様

一般財団法人鹿児島県環境技術協会
理事長 宮廻 甫允 印

令和 4 年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金 交付確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和 4 年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第 14 条の規定により、下記のとおり確定しました。

記

交付確定額 金 円

一般財団法人鹿児島県環境技術協会理事長 殿

申請者 住所
法人等名称
代表者の職・氏名

令和 4 年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金 振込口座届出書

令和 4 年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金の交付先として下記の口座を届け出ます。

記

〈預金口座〉

金融機関名		<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 信用金庫
支店名		<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所
口座種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> 当座	
口座番号		
口座名義人	(フリガナ)	

注 通帳の見開き部分(金融機関名, 支店名, 口座名義人, 口座番号が記載された部分)の写しを添付してください。

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
法人等名称
代表者の職・氏名

令和 4 年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金 財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け鹿環協第 号をもって補助金の額の確定通知を受けた令和 4 年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業に関する財産の処分の承認を受けたいので，鹿児島県補助金等交付規則第 21 条の規定により，下記のとおり申請します。

記

1 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	処分の方法	処分の時期	処分の理由

2 相手方（住所，氏名）

3 処分の目的及び条件並びにこれに伴う収入金等に関する事項

（注） 処分の方法の欄には，使用，譲渡，交換，貸付け，廃棄又は担保の提供の別を記載すること。

第 14 号様式 (第 19 条関係)

令和 4 年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金
取得財産等管理台帳・取得財産等明細表

区分 財産名	メーカー名	設備等 形式	製造番号又は シリアル番号	単価 (円) (税抜き)	設置工事 完了日 (年月日)	処分制 限期間 (年)	実施箇所の所在地 及び名称	設備等の 本体補助 金額 (円)	備考

注 1 対象となる取得財産等は、燃料電池自動車又は発電設備及び付帯設備等のうち取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上のものとする。

2 複数基設置の場合は、1 基毎に全ての項目を記入すること。

一般財団法人 鹿児島県環境技術協会
理事長 宮廻 甫允 殿

申請者 住所
法人等名称
代表者の職・氏名

令和 4 年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金 手続代行者届出書

令和 4 年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付要綱第 23 条の規定により、下記のとおり申請業務等の手続を委託して実施します。

記

手続代行を委託する事業	
代行者の名称	
代行者の住所	〒
代行者の連絡先等 担当者の氏名 担当者の所属部署名 電話番号 ファクス メー ル	
代行者と申請者の関係	

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
法人等名称
代表者の職・氏名

令和 4 年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け鹿環協第 号で交付決定のあった令和 4 年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金について、令和 4 年度水素・再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 鹿児島県補助金等交付規則第14条に基づく確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

(注) この報告書は、交付決定ごとに作成する。

事業実施（変更）計画（実績）書（再生可能エネルギー発電設備等）

1 申請者の概要

申請者名	
代表者名	
所在地	〒
業種	
担当部署	
担当者名	(フリガナ：)
電話（FAX）	
E-mail	

2 事業内容等

(1)設備及びシステムの概要	
再生可能エネルギーの種類	
発電出力	(kW)
型式（メーカー）	
(2)発電電力量等	
年間想定発電電力量	(kWh)
設備利用率	(%)
(3)発電設備の設置箇所	
(4)発電電力の利用設備及び用途	
発電電力の利用施設の名称及び住所	
利用施設の年間電力消費量	
利用施設の年間電力消費量契約容量	
発電電力の用途	
(5)蓄電設備の概要	
蓄電容量	(kWh)
停電時出力	(kVA)
型式（メーカー）	

(6)蓄電設備の用途	
平常時	
停電時	
(7)本補助金以外の補助金活用予定	
補助金の名称	
実施団体名	

※発電設備等機器仕様，単線結線図，配置図その他参考となる資料を添付すること

事業実施（変更）計画（実績）書（蓄電池単体）

1 申請者の概要

申請者名	
代表者名	
所在地	〒
業種	
担当部署	
担当者名	(フリガナ：)
電話（FAX）	
E-mail	

2 事業内容等

(1)蓄電池の概要	
蓄電容量	(kWh)
停電時出力	(kVA)
型式（メーカー）	
(2)蓄電池の利用設備及び用途	
蓄電池の利用施設の名称及び住所	
平常時の用途	
停電時の用途	
(3)既設の発電設備及びシステムの概要	
再生可能エネルギーの種類	
発電方式	
発電出力	(kW)
(4)本補助金以外の補助金活用予定	
補助金の名称	
実施団体名	

事業実施（変更）計画（実績）書（燃料電池自動車）

1 申請者の概要

申請者名	
代表者名	
所在地	〒
業種	
担当部署	
担当者名	（フリガナ： ）
電話（FAX）	
E-mail	

2 事業内容等

(1)燃料電池自動車の概要			
車名			
型式		製造元	
自動車登録番号		車台番号	
導入方法	自家購入 ・ リース(期間： 月)		
所有者			
使用者			
住所*			
(3)燃料電池自動車の用途			
平常時			
停電時			
(4)本補助金以外の補助金活用予定			
補助金の名称			
実施団体名			

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿児島県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - ・ 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - ・ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 2 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所

（ふりがな）

氏 名

法人又は団体にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の氏名

（注）1 自己及び自社の役員等の名簿（裏面）を作成してください。名簿に記載されている情報は、鹿児島県が鹿児島県警察本部に照会する際に利用することがあります。

2 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下ウにおいて同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

別記第2号様式（別表第2関係）裏面

役員等名簿

【商号・名称】 _____

年 月 日現在

役職名	(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	住所

必要に応じて行数を増やしても構いません。本様式の裏面1ページに収めてください。
この様式は表面・裏面の両面で作成してください。

貸与料金算定根拠明細書

年 月 日

住所

氏名

（リース会社名及び代表者職・氏名）

1 リース先

法人名	
所在地	
代表者職・氏名	

2 リース内容

製造元				
車名（型式）				
リース期間				
補助金相当額	県（A）		合計	
	国（B）			
リース料総額	補助金なしの場合			
	補助金ありの場合（Aのみ）			
	補助金ありの場合（A+B）			
月額リース料	補助金なしの場合			
	補助金ありの場合（Aのみ）			
	補助金ありの場合（A+B）			